

## ※ 新型インフルエンザ等発生時における要援護者対策の進め方（案）

- 市は新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来たすおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。

### ○新型インフルエンザ等発生時の要援護者の範囲と支援内容の検討

- ・ 危機管理部局と健康福祉部局が協議のうえ、要援護者の範囲を確定し、支援内容を検討

《参考》災害時要援護者登録者数 (H25. 6. 28 現在)

対象者数 8,684 人

### ○要援護者リストの作成

- ・ 健康福祉部局が保有している情報を活用する。

※個人情報の活用については、「個人情報保護審議会」において諮問等し、承認を得る。

### ○要援護者支援体制の構築

- ・ 要援護者への登録者を分析し、必要な支援内容を整理
- ・ 連携、協力が不可欠な関係団体、事業者等と協議、協力を依頼
- ・ 協力者の感染防止対策の推進
- ・ 協力者を通じて実施する支援内容の検討

※協力依頼先としては、民生委員児童委員、町内会、介護支援事業者等

### ○要援護者及び協力団体への情報提供

- ・ 要援護者へはその状況に応じたチラシ等を作成し、配布
- ・ 協力者への発生時前の対応や発生後の対応の情報提供、正しい知識や感染防止策

新型インフルエンザ等発生

### ○支援対策の実施

- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者と協力者へ連絡
- ・ 感染期の要援護者対策の実施確認

### ○協力者の健康管理

- ・ 新型インフルエンザ等発生時から協力者の健康管理実施
- ・ 感染期の協力者の態勢を確認し、必要に応じて対策の見直し等

## ※ 要援護者協力者への依頼内容等（案）

- 要援護者の対象者を確定し、協力者に依頼する内容を検討
  - ・安否確認（協力者が訪問して確認、要援護者が協力者へ安否連絡）、食料の配達（玄関先まで）、食事の提供（レトルト食品等）、生活必需品の配達（オムツ等）



- 協力者依頼
  - ・関係団体主管課との協力・依頼  
関係団体（民生委員児童委員、町内会、介護支援事業者等）  
協力者には、担当する地域や要援護者、支援内容、報告方法、感染の疑いがある者の対応方法などの指示  
協力者の健康管理方法と感染時の対応



- 協力者からの報告
  - ・協力者から安否確認の報告があった場合、どこの部署で集約し、要援護者リストに反映させていくかを検討（担当部署、情報共有等の検討）



- 協力者体制の見直し
  - ・感染期になると協力者の中でも、新型インフルエンザ等により患する者が増え協力者数が減少した場合、体制の見直しを図る。